

筑前町教育支援大綱の基本的な考え方

■教育大綱策定の背景と趣旨

平成 27 年 4 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度がスタートし、町長と教育委員会が教育政策について議論することを目的とした「総合教育会議」を新たに設置しました。また同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長はその地域の実情に応じ、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

■対象期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

■教育大綱の位置づけ

筑前町の教育行政は、「筑前町総合計画」の教育に関する政策目標に基づき、目指すべき目標や将来像の実現に向け、教育委員会が策定した様々な施策に取り組んでいます。

筑前町総合計画を踏まえた上で、総合教育会議において筑前町の教育についての議論と協議を行った結果、教育の目標や施策の根本的な方針である教育大綱を策定しました。教育大綱の基本理念は、「未来を担う子どもが主人公」とし、名称を「筑前町教育支援大綱」としました。今後は、この大綱をもとに具体的な取り組みとして定める教育施策要綱に基づいて、教育行政を総合的に推進します。

■イメージ図

